意見書案第 5 号

労働契約法に基づく無期転換ルールの徹底等を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月28日

福岡市議会 議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

とみなが正博倉元達朗田中丈太郎

森あや子ひえじま俊和

熊 谷 敦 子 近 藤 里 美

労働契約法に基づく無期転換ルールの徹底等を求める意見書

平成24年に労働契約法が改正され、平成25年4月1日から雇用期間の定めのある労働者が同じ会社で通算5年以上働いた場合に、本人が申し込めば無期雇用契約に転換するルール(以下「無期転換ルール」という。)が導入されており、平成30年4月1日には、施行から5年を経過することにより無期転換ルールの要件に該当することとなる労働者が多数見込まれます。ところが、自動車関連の大手企業や大学、独立行政法人などにおいて、通算期間が5年になる前に雇い止めにしたり、6か月の空白期間を置いてそれまでの通算期間を無効にしたりするなど、「無期雇用逃れ」の脱法行為が明らかになっています。このままでは無期転換ルールを避ける目的で大量の雇い止めが生じかねません。

政府は、無期転換ルールを避ける目的で雇い止めをすることは法の趣旨に照らして望ましいものではない旨の答弁を繰り返し行っており、この趣旨を徹底することが求められます。さらに、雇い止めの不安が解消され、雇用が安定することは、労働者の生活の安心だけでなく地域経済に対する効果も期待されます。

よって、福岡市議会は、政府が、労働者に対し無期転換ルールについてあらゆる媒体を活用して周知徹底し、事業主に対し無期転換ルールを避ける目的で合理的な理由なく雇い止めにしたり6か月の空白期間を悪用したりするなどの脱法行為が起こることのないよう法の趣旨を徹底するとともに、有期契約労働者を多く雇用する自動車や電機メーカー等への実態調査を緊急に実施し、無期転換ルールに関する専門相談窓口を都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク等に設けられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

内閣総理大臣,厚生労働大臣 宛て

議 長 名